処 分 名	廃棄物再生事業者の登録	
処分の概要	廃棄物再生事業者の登録を行う。	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第20条の2第1項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1ヶ月
標準処理期間		計 1ヶ月
		·

判断基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条の2の基準に適合していること。

【根拠法令等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第20条の2第1項 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第16条の2 法第20条の2第1項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 廃棄物が飛散し,流出し,及び地下に浸透し,並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 2 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。 イ 古紙の再生を行う場合にあっては、当該古紙の再生に適する梱包施設
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあっては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあっては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあっては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
- ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生に適する 施設
- 3 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 4 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 5 その他事業を適正に行うことができる者であること。

